

## 名古屋市高齢者日常生活支援研修同等認定取扱規程

### 1 趣旨

名古屋市における介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援型訪問サービス提供体制の充実を図るため、非営利法人等が名古屋市高齢者日常生活支援研修事業の担い手育成研修と同等の研修を実施する場合は、その研修の受講生も生活支援型訪問サービスの担い手として登録することを認めるもの。

### 2 要件

次の（１）法人要件と（２）その他要件のいずれも満たすこと。

#### （１）法人要件

高齢者福祉及び人材育成分野における研修又は教育に関する業務に携わった実績を有する者であること。

#### （２）その他要件

次のいずれも満たすこと。

ア 当該年度の名古屋市高齢者日常生活支援研修事業の担い手育成研修に係る実施要綱に定めるカリキュラムと同等の研修であること。

イ 受講者から、受講料（テキスト代等の実費を含む。）を徴収する場合は、適正な金額であること。

ウ 受講者については、法人内部の者に限らず、広く受け入れること。

### 3 認定手続き

#### （１）認定申請

認定の申請は、高齢者日常生活支援研修同等認定申請書（第1号様式）に次の各号に規定する書類を添えて行うこと。

ア 法人の定款写し又は履歴事項全部証明書

イ 講師の略歴や職種も記載のある研修カリキュラム表

（以下「カリキュラム表」という。なお、当該研修が未実施の場合は案とする。）

ウ 直近の募集要項と応募申請書様式

（以下「募集要項等」という。当該研修が未実施の場合はそれぞれの案とする。）

エ 修了証書様式

オ 上記２（１）の事業内容がわかる資料

#### （２）認定

市長は、申請のあった研修が本市研修と同等と認められる場合は、申請法人に対し高齢者日常生活支援研修同等認定書（第2号様式）を交付する。

#### （３）受講者の募集

認定を受けた法人（以下「認定法人」という。）は、同等認定を受けている旨を明示した上で当該研修の受講生を募集すること。

（４）研修の実施

認定法人は、３（１）イに規定するカリキュラム表に基づき研修を実施すること。

なお、特段の事情によりカリキュラムを変更して実施する場合は、事前に市長の承認を得ること。

（５）修了証書の交付

認定法人は、カリキュラムを修了した者に対し３（１）エに規定する修了証書を交付し、併せて修了者名簿（氏名、生年月日及び住所は必須項目とする。）を作成し、保管すること。

（６）修了者の報告

認定法人は、各回の研修修了日から10日以内に、市長に対し３（５）に規定する修了者名簿を提出すること。また、当該年度内に、当該年度における申込者数、修了者数及び最年少・最高齢の年齢及び平均年齢、その他本市の指定する項目についても報告すること。

なお、年齢については、研修の初回日程日における年齢とする。

（７）翌年度以降の認定手続き

認定法人は、翌年度以降も引き続き認定を希望する場合は、高齢者日常生活支援研修同等認定継続依頼書（任意様式）に、３（１）イに規定するカリキュラム表及び３（１）ウに規定する募集要項等を添えて提出するものとし、それを受けて市長が引き続き認定する場合は、３（２）に規定する高齢者日常生活支援研修同等認定書（第2号様式）を引き続き有効とする。

４ その他

個人情報の取り扱いには十分留意すること。

研修の実施に際して、名古屋市が確認のため現地に赴くことがある。

附 則

この取扱規程は、平成28年7月7日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この取扱規程は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この取扱規程は、令和6年4月1日から施行する。